

宇都宮大学農学部及び農学研究科点検・評価委員会内規

制 定	平成4年9月24日
一部改正	平成10年9月24日
”	平成11年3月17日
”	平成12年3月16日
”	平成12年12月1日
”	平成18年3月16日
”	平成25年2月27日

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人宇都宮大学評価規程（以下「評価規程」という。）第4条の規定に基づき宇都宮大学農学部及び農学研究科（附属農場及び附属演習林を含み、以下「本学部等」という。）に設置する宇都宮大学農学部及び農学研究科点検・評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 評価規程第2条に規定する組織等評価、中期計画・年度計画評価及び認証評価の実施
 - 二 点検・評価会議との調整
 - 三 公表計画案の作成
 - 四 評価結果の活用
 - 五 その他点検・評価に関すること。
- 2 委員会は、組織等評価の実施にあたっては、必要に応じて実施計画及び実施結果を教授会又は研究科委員会に報告する。
- 3 委員会は、組織等評価の実施結果について、教授会又は研究科委員会の議を経て公表する。

(組織及び運営)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- 一 各学科から選出された教員 各1名
- 二 附属農場から選出された教員 1名
- 三 附属演習林から選出された教員 1名
- 四 事務長

- 2 委員は、農学部長が委嘱する。
- 3 第1項第1号から第3号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代行する。

第5条 委員会は、委員の過半数をもって成立する。

- 2 委員会の審議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の兼務)

第6条 委員長は、宇都宮大学点検・評価会議委員となる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会の審議に基づき、委員長が別に定める。

(報告)

第9条 委員会は、必要に応じて審議の結果を農学部教授会又は農学研究科委員会に報告し、承認を得るものとする。

(庶務)

第10条 委員会に関する庶務は、農学部事務部において処理する。

附 則

この内規は、平成4年9月24日から施行する。

附 則

この内規は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際、現に委員である第5条第1項第1号から第3号までの委員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成12年3月31日まで

とする。

- 3 この内規施行後、最初に選出される委員の任期は、第5条第3項本文の規定にかかわらず、生物生産科学科植物生産学講座、同学科応用生物学講座、農業環境工学科、森林科学科及び附属演習林から選出された委員については、平成13年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この内規の施行後、第4条第1項の規定に定める委員長の任期は、第3条第3項本文の規定にかかわらず平成19年3月31日までとする。
- 3 宇都宮大学農学研究科自己点検・評価委員会内規（平成4年9月24日制定）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。